

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年10月13日（令和5年（行個）諮問第244号）

答申日：令和6年5月24日（令和6年度（行個）答申第18号）

事件名：特定受付番号の不動産登記申請書に添付されている本人の委任状の原本の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日A特定地方法務局特定受付番号A不動産登記申請書に添付されている請求者本人の委任状（原本還付済み）の原本」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月18日付け総第322号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

登記5筆の内（3筆）が特定受付番号B（特定個人A特定年月亡）に代表相続人として所有している。（特定年月日B）ため、私の委任状が必要な事由は祖父特定個人Bの登記に使用していると思うので、真相開明することに必要であります。

憲法13条個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。（法80条裁量的開示は同一部が多く含まれる。）に，不動産登記法155条（不開示理由）適用は憲法違反（原文ママ）である。

法82条2項により全部を開示しない。不動産登記法155条に該当し，法第5章第4節は適用されない。

(2) 意見書（「審査請求説明書」と題する書面）

ア 審査請求説明書の趣旨

（ア）開示請求に記載したように私の委任状の原本を求めているため，

公共の福祉にも、立法その他の国政の何の問題も起る理由は無い
ため、開示を請求します。

(イ) 個人の尊重、幸福追求権を行使した開示請求なので不開示は不当
であり認められない。

イ 趣旨の理由

代理人に委任状を依頼したと理由説明書（下記第3を指す。）3原
処分の妥当性（10月26日）に記入がある考えますが（原文ママ）、
私は特定年どころか特定年月日Cまで特定個人C（代理人司法書士当
時）を知らなかった。その日特定地方法務局〇階登記申請口の所です
れちがい、直後、〇〇総務登記官に上記司法書士はよくくるですかと
問合せると、よく来ますと回答して貰いました。面識も無い人物に少
額とは思えない費用を支払い依頼する理由がありません。私の特定受
付番号A（特定年月日A）の登記手継（原文ママ）費用は〇円と記入
がえんぴつでありました。（特定年月日D、特定年月日C、外〇回）
相続移転登記の5筆中2筆の原野〇㎡、〇㎡だけが私名義に成ってい
ます。父特定個人Dが亡くなった（原文ママ）年の祖父特定個人B名義
3筆（〇〇）の評価額は〇万円以上だったと思います。現在の11倍
くらいです。（納税する義務あるはずですが、私には通知書を送付さ
れてくるこは（原文ママ）ないです。）私の委任状だけが原本還付に
成っているのではなく、特定受付番号B特定個人A（特定年月日E
亡）も同様に行っていて、3筆の祖父名義土地は外〇筆と代表相続人
として納税して所有し1部は土賃を受け取っていると思われる事実が
ある。（現在は受継者特定個人E）なお、叔父特定個人Fの言う祖父
の土地は、特定地域A、特定地域B、特定地域C、特定地域D、の地
名があると言い、私も特定地域Eの所有地を知っている。

前記代表相続人（名寄帳特定年月日F）の7筆には、前記の5地名
は別の土地である。添付する書を見て頂くと解って貰える思います。
特定年月日G遺産分割協議書（特定事件Aで被告代理人（特定個人
G）が特定年月日Hに提出した書の中の1部、名寄帳は特定事件Bで
特定市役所資産税課長に訴状（原本）を公開して（戸籍等も提出し
て）申請書を出して受領した書の写し謄本交付申請書を郵送して、今
月25日に受け取って書をFAXで送信します。25日郵送準備でき
ていたのですが、審査請求説明書が作成できなくて今日27日に成り
ます。

並びに、私の委任状、実印、証明書等は総て、不当に作成（使用さ
れ）さく取されて使用されたものであり、上記1行の添付するから思
います（原文ママ）。まで（原文ママ）21文字で記載している意味
は、特定個人Aが代理人に依頼した時私の委任状含む印鑑証明書を

(住民票) 渡して特定個人Cに相続移転登記を行使させた事実である。
(現在も訴訟を行っている。) 上記事件以外で。

また、叔父特定個人Fは(特定住所) 特定年秋頃、3名が来て(叔父特定個人H(兄) 特定個人A, 特定個人I) 印鑑証明書を渡したその後、特定年月日I 祖父特定個人Bの50年法事時にお金を受取ったと回答した。叔父特定個人Jに聞いたが無解答であった。これらのことを考察すると、私の氏名の委任状原本を無断使用して、祖父の大半の相続不動産は不当に移転登記され、さらに売却され、私以外の相続人でわけていると考えられる事実がある。これらの理由があるため、憲法13条の条文にある個人の尊重、幸福追求権を求めて、開示を請求します。それから私は両親の要望で特定年月日Jから特定年月日K 母特定個人K亡、特定年月日L父特定個人D亡の2人の最後を見とどけました。(同居していました。兄弟の7名の中で私だけが父のこと見送りました。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る保有個人情報開示請求の対象とされた保有個人情報及び原処分

本件開示請求の対象とされた本件対象保有個人情報について、特定地方
法務局長は、法82条2項の規定に基づき、令和5年5月18日付け総第
322号通知をもって、不開示の旨の決定(原処分)を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

不開示とされた保有個人情報の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨。

3 原処分の妥当性

不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「不登法」という。)
155条では、登記簿等に記録されている保有個人情報(法2条3項に規
定する保有個人情報をいう。)については、法第4章の規定は、適用しな
いとされている。

登記簿等とは、不登法122条において、登記簿、地図、建物所在図及
び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類とされている。登記簿の附属
書類とは、申請書または嘱託書とその添付書類、土地所在図等の添付図面
がある。添付書類とは、不登法26条の申請情報と併せて提供することが
必要な情報とされている。具体的には、登記識別情報および登記原因情報
のほか、代理人の権限を証する情報などが該当する。

本件対象保有個人情報が記録された文書は、委任状という代理人の権限
を証する情報であり、登記簿の附属書類であるので、不登法155条の規

定により法の適用が除外されている文書である。

以上より、不開示相当とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和6年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、不登法155条の「登記簿等に記録されている保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、理由説明書の一部（上記第3の3）における「法2条3項」及び「法第4章」との記載は誤りで、正しくはそれぞれ「法60条1項」及び「法第5章第4節」であるとのことであり、以下、それを前提に検討する。

2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 法の適用除外規定（不登法155条）の意義

不登法155条は、登記簿等（不登法122条によれば、登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類を指す。）に記録されている保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用しない旨を規定している。

これは、不動産登記制度には、専ら私権の保護を目的として、独自の完結した体系的な開示制度が備えられていることから、不動産登記制度により開示の手続が定められているものについては、法の適用を除外することとしたものと解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

ア 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明するので、当審査会

事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件対象保有個人情報記録されている文書である委任状は、不動産登記規則17条2項、19条等により、登記簿の附属書類として保存されるものであり、不登法122条に規定する登記簿等に当たる。

(イ) したがって、本件対象保有個人情報には、不登法155条の規定により、法第5章第4節の規定は適用されない。

イ そこで検討するに、諮問庁の説明するとおり、本件対象保有個人情報が記録されている文書である委任状（代理人の権限を証する書面）は、不動産登記申請書の添付書面であって、不動産登記規則17条2項及び19条により、登記簿の附属書類として保存されるものであり、不登法155条に定める「登記簿等」（登記簿の附属書類）に該当すると解されるから、本件対象保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用されない。

3 審査請求人のその他の主張

(1) 審査請求人は、本件対象保有個人情報につき、法80条による裁量的開示をすべきである旨主張しているとも解されるが、本件は、不登法155条により法第5章第4節の規定が適用されない場合であるから、同節に置かれている法80条の規定も適用されず、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、不登法155条の「登記簿等に記録されている保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同条に規定する「登記簿等に記録されている保有個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美